

4月から組織機構を一部変更

効率的に事務を行うため総務課の「文書法規係」と「統計係」を統合し「法規統計係」を新設します。

建築課の「市営住宅係」を「住宅係」に名称変更し、空き家などの対策を担当します。「建築指導係」は都市計画課へ移管します。

は、建築課から移管された「建築指導係」に統合します。「都市施設係」と「公園管理係」は、公共施設の老朽化対策を計画的に行うため「都市施設課」を新設し移管します。移管した「公園管理係」は「公共施設管理係」に名称変更します。
問い合わせ 総務課(☎④02221)

重度障害者福祉タクシー券

重度障がいのある人に、タクシー料金の一部を補助する「福祉タクシー券」を交付しています。福祉タクシー券は多野藤岡ハイヤー協議会加盟のタクシー事業者および介護タクシー事業者を利用した際に料金の支払いに使えます。

利用期間 交付日〜平成30年3月31日まで(通年)
交付会場 市役所福祉課、鬼石総合支所住民サービス課
内容 券の利用1枚につき500円を補助します(年間最高36枚交付します(1カ月当たり3枚))

高36枚交付します(1カ月当たり3枚)
※タクシー料金に応じて複数枚の利用が可能です
対象 市内在住で身体障害者手帳1〜2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1〜2級の交付を受けている人
※自動車税減免を受けている人と施設入所者は対象外です
持ってくる物 障害者手帳・印鑑
問い合わせ 福祉課(☎④02384)

魅力ある地域づくり活動費補助金・伝統文化保存継承事業補助金

共通事項
補助対象期間 補助金の交付決定日から平成30年3月末まで
その他 市から他の補助を受ける事業は対象外
申請・問い合わせ 自治交流課(☎④02428)

魅力ある地域づくり活動費補助金
歴史や文化、自然環境などの地域特性を活用し、創意工夫を凝らした個性豊かな魅力ある地域づくりに取り組み団体を支援します。

対象団体 自主的に組織された市民団体(前年度までに補助を受けた団体は除く)
対象活動 地域の歴史文化の保存活用、自然環境の保存活用、福祉・健康づくり、生活環境・景観の改善、地域づくり市民意識の高揚、そのほか地域振興に必要な活動
対象外の活動 ▽団体などが行う鑑賞のみの活動▽けいこ事、習い事の発表会▽すでに定着している継続事業など
補助金額 補助対象経費の2分の1以内の額とし、一団体の1以内の額とし、一団



当たり20万円まで
伝統文化保存継承事業補助金
市内に伝承されている太々神楽、獅子舞、祭囃子などの伝統文化を保存継承し、地域の活性化に取り組み団体を支援します。
対象団体 次の全ての条件を

満たす団体▽市内に住所を有する▽一定の活動実績があり、事業を完遂できる見込みがある▽規約を有し、代表者が明らかである▽会計経理が明確である
補助対象経費 ▽衣装・人形・道具などの購入、修繕や復元のための経費▽後継者育成のための活動に要する経費
※過去5年以内に補助を受けた経費は対象外
補助金額 補助対象経費の3分の1以内の額とし、一団体の当たり40万円まで

藤岡市耐震改修促進計画を改定

市では建築物の耐震改修を促進するためのマスタープランとして平成19年度に「藤岡市耐震改修促進計画」を策定しました。このたび地震に強いまちづくりに向けて取り組みの強化を図るため、これまでの取り組み状況や法改正などを踏まえ計画の改定を行います。

ました。計画では29年度から32年度までを実施期間として新たな耐震化目標や耐震化促進のための施策などを定めています。
※詳しい内容についてはホームページをご覧ください
問い合わせ 都市計画課(☎④02827)

空き店舗等活用事業補助金

空き店舗、空き倉庫および空き家を活用して新規開業する人に対し、出店に必要な賃借料および改修費の一部を補助しています。

対象地域 都市計画法に規定する近隣商業地域または商業地域と鬼石地区の本町通り、相生町通りおよび大門通り
対象業種 小売業、飲食店(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブおよび夜間営業のみの飲食店を除く)、持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、生活関連サービス業、教育・学習支

援業に属する事業で、商店街のにぎわいづくりに適したものである
※詳しくはお問い合わせください
賃借料補助 一出店者当たり月額3万円まで(空き店舗などの賃借料の2分の1以内)で事業開始日の翌月から最長12カ月間
改修費補助 店舗の外装・内装および設備(水道・電気・ガス・空調)などの改修費の2分の1以内の額とし、一出店者当たり100万円まで
申請・問い合わせ 商工観光課(☎④02318)

道路後退用地などの買い取り対象を拡大

市では安全で良好な市街地の形成と居住環境の整備を図るため、狭あい道路の幅幅整備を推進しています。

道路幅に伴う後退用地の買い取り対象は原則として建築物のある敷地のみでしたが、4月1日から建築物のない敷

地や畑の後退用地などであっても買い取り対象になりました。制度の積極的な活用をお願いします。
※詳しくはお問い合わせください
問い合わせ 都市計画課(☎④02827)

NPO法人設立認証など事務の権限移譲

NPO法人に関する事務が県から市に権限移譲され、4月1日から法人の設立認証や事業報告などの諸手続きが市役所で行えるようになりました。

対象となる法人 藤岡市内のみに事務所を置く法人

権限移譲された事務 法人設立認証、定款変更等認証、各種届出受理(役員変更、解散、清算終了など)、登記事項証明書の受理、事業報告書の受理、法人に対する監督事務など
問い合わせ 自治交流課(☎④02211)

住宅用太陽光発電の設置補助



地球温暖化対策の一環として、住宅用太陽光発電システムを新たに設置した人に設置費の一部を補助します。

対象 市内在住で市税に滞納がなく、電力受給開始日が平成29年4月1日以降のもので、次のいずれかに該当する個人▽自ら居住する市内の住宅に

発電システムを設置した人(同一敷地内の倉庫の屋根などに設置した場合も含む)▽自ら居住するために市内の発電システム付き住宅を購入した人
補助金額 システムを構成する太陽電池1kW当たり2万円とし、8万円まで
申請期限 電力受給開始後(システム設置後)、30年3月28日(水)まで
※詳しくはお問い合わせください
申請・問い合わせ 環境課(☎④02264)

三波川財産区 管理会委員の選任



任期満了に伴い、飯塚富公さん(再任・三波川)が市議会の同意を得て、4月1日付けで三波川財産区管理会委員に選任されました。

藤岡市教育委員会 委員の任命



任期満了に伴い、中島知砂さん(新任・藤岡)が市議会の同意を得て、4月1日付けで藤岡市教育委員会委員に任命されました。